

# 僧衣運転 違反? セーフ?



インスタグラムに投稿された、僧衣で二重跳びをする僧侶の動画

## 福井県警、一転送検せず

僧衣で車を運転するのは違反なのか、OKなのか。交通反則切符（青切符）を切った僧侶に対し、福井県警が一転して「送検しない」と伝えたことで、「ネットで騒ぎになれば取り消すのか」と疑問や戸惑いの声が上がっている。

発端は昨年9月にさかのぼる。福井市で僧衣を着て車を運転していた僧侶が、おそれのある衣服の着用にあたるとして、福井県警に青切符を切られた。

僧侶は「納得できない」として反則金6千円の支払いを拒否。すると、県警は今月26日になって、「証拠が確認できなかつた」として、この件を検察庁に送ら

ない方針を明らかにした。

## 「ネットで騒ぎになつたから?」

この問題をめぐっては、

用が直ちに違反になるわけではない。ハンドル操作を妨げているなど、運転操作への具体的な支障がある場合に限られ、慎重な判断が必要だと考えている」との

こと」という福井県道路交規事項を定めることができ

る。履物に関しては47都道府県に規定があるが、衣服についても福井や岩手、愛知など15県にとどまる。

僧侶でもある本間久雄弁護士（神奈川県弁護士会）は「どのような着方が違反になるのか明確でなく、警察が恣意的に運用できてしまう」と指摘する。

今回、適用されたのは、「下駄、スリッパその他運転操作に支障を及ぼすおそれのある履物または衣服を着用して車両を運転しない」と影響を否定するが、ツイッターでは「ネットで話題

反対になるのか、県警は指針を示してほしい」と話す。福井県警は昨年、ほかにも僧侶1件、着物の女性2件で青切符を切っている。僧侶が所属する浄土真宗本願寺派の幹部は、「ネットで騒ぎになれば、取り消すのか。反則金を払ってきた僧侶は払い損だ」と不満を漏らす。（南有紀、岡田匠）

### 福井県警が適用した法令

#### ▶運転者の順守事項を定めた道交法71条の6号

「道路または交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要と認めて定めた事項」

#### ▶順守事項を定めた福井県道交法施行細則16条の3号

「下駄、スリッパその他運転操作に支障を及ぼすおそれのある履物または衣服を着用して車両を運転しないこと」



#### 衣服について規定がある15県

青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、群馬、茨城、栃木、福井、静岡、愛知、滋賀、三重、岡山

こと」という福井県道路交規事項を定めることができる。履物に関しては47都道府県に規定があるが、衣服についても福井や岩手、愛知など15県にとどまる。

都道府県の公安委員会は

必要に応じて運転手の順守事項を定めることができる。履物に関しては47都道

府県に規定があるが、衣服についても福井や岩手、愛

知など15県にとどまる。

僧侶でもある本間久雄弁護士（神奈川県弁護士会）は「どのような着方が違反になるのか明確でなく、警察が恣意的に運用できてしまう」と指摘する。

今回、青切符を切られた僧侶は「僧衣での運転が違反になるのか、県警は指針を示してほしい」と話す。福井県警は昨年、ほかにも僧侶1件、着物の女性2件で青切符を切っている。僧侶が所属する浄土真宗本願寺派の幹部は、「ネットで騒ぎになれば、取り消すのか。反則金を払ってきた僧侶は払い損だ」と不満を漏らす。（南有紀、岡田匠）